

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運營業務に関する質問書への回答

No	項目	質問事項	回答
1	業務仕様書4	宿直手当相当額については1,606千円が上限か、総額の中に納まれば同額を超えることは構わないか。	事業費総額が委託料上限額の範囲内であれば、宿直手当相当額が1,606千円を超えても差し支えありません。 なお、宿直手当相当額が1,606千円を下回る場合は、委託料上限額からその下回る額を減じた額が委託料上限額となります。
2	業務仕様書5	業務対象区域が愛媛県内全域としているのはどういう意味か。対象者のことか、業務活動範囲のことか。	対象者及び業務活動範囲（広報やケース会議への参加など）を指します。
3	業務仕様書6 (1)	ただし書きで、「県内に居住していなくても緊急を要する場合は支援を行う」との記載があるが、その判断は誰が、いつ行うのか。県外から直接相談があった場合の対応の可否はどうか。	様々な状況が想定されますが、本人や県外の支援機関から相談があった場合は、速やかに関係機関と協議・調整の上、受託者において受入れを判断していただきます。
		「特定妊婦に類する者であって家庭生活に困難を抱える」とは、具体的にどういった人か。また、誰が認定するのか。	予期せぬ妊娠等により市町へ妊娠届が提出されておらず、特定妊婦として支援対象となっていない妊婦から直接相談があった場合などを想定しています。 また、関係機関と協議・調整の上、受入れについては受託者において決定していただきます。
4	業務仕様書6 (2)	通常、母子支援施設の利用の可否判断は、措置元である福祉事務所が行うが、当事業についてはどうか。文面では、受入れの決定は受託者に任されているように読めるがどうか。	関係機関と協議・調整の上、受入れについては受託者において決定していただきます。
		未成年で親権者の同意を求めることの必要性につき、児童相談所と協議を行うとあるが、どう結論を出すかについて記載がない、最終的な決定は誰が行うのか。	児童相談所等の関係機関との協議において、親権者の同意の必要性を含め、関係者間で支援方針を確認いただくものと考えております。
5	業務仕様書7	日常生活支援の中に心理的支援や法律支援について記載があるが、国の説明資料では、これは「必要に応じ実施」となっている。県事業では必須と解すべきか、また、必須でない場合、減じた業務に応じ委託料の減額があるのか。	心理的支援や法律相談支援について、その方法は問いませんが、対象者の状況に応じた適切な援助を行っていただきます。なお、具体的な援助の内容については提案事項とさせていただきます。 また、委託料については、業務終了後、収支精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とします。

No	項目	質問事項	回答
		<p>業務の実施に当たり、児童相談所や市町、医療機関、女性相談支援センター等との緊密な連携を図ることが求められているが、こうした関係機関等との連携につき、先ずは実施主体である県により事業の周知や協力依頼が図られるとの認識でよいか。特に、医療機関及び団体への協力依頼は、まず県により実施されるのとの認識でよいか。</p>	<p>関係機関への事業の周知、協力依頼については、本事業の開始にあたり、県において行う予定としております。</p>
		<p>相談支援事業に特に特別養子縁組制度の情報提供が明示されている理由はなにか。説明については専門機関への紹介と解してもよいか。</p>	<p>出産後の養育が困難である場合に、対象者の選択肢の一つとして情報提供するものです。</p> <p>また、受託者における説明については、最低限、特別養子縁組制度の概要説明をお願いします。対象者の意向に応じて、児童相談所等の関係機関を含めて方針を協議していただきます。</p>
		<p>通所による支援が明記されているが、通所者も昼間は居室を使用することから、用意した居室の範囲で対応することでよいか。(居室2室の場合は入所、通所を合わせ2世帯)</p>	<p>ご記載いただいた通りで差し支えありません。</p>
		<p>心理的支援を行う場合、嘱託契約等は必要か、また、実施した場合、委託料に反映されるのか(上乗せは可能か)。</p>	<p>嘱託契約等は必須としておりませんが、対象者の状況に応じた適切な援助を行っていただきます。なお、具体的な援助の内容については提案事項とさせていただきます。</p> <p>また、委託料上限額の範囲において、事業実績に応じて委託料をお支払いします。</p>
		<p>法律相談は弁護士との嘱託契約等が必要か、また、実施した場合、委託料に反映されるのか(上乗せは可能か)</p>	<p>弁護士との嘱託契約等は必須としておりませんが、対象者の状況に応じた適切な援助を行っていただきます。なお、具体的な援助の内容については提案事項とさせていただきます。</p> <p>また、委託料上限額の範囲において、事業実績に応じて委託料をお支払いします。</p>

No	項目	質問事項	回答
		HP や SNS の活用など…とあるが、当該新事業用（専用）の HP 等の作成及び管理が必要か。また、HP 等の制作は、受託者が行うのか。その場合、HP 制作及び管理に係る経費も委託料上限額に含まれていると解すべきか。	<p>本事業専用の HP である必要はありませんが、受託者において HP や SNS 等、支援対象者の目に留まりやすい形での広報活動を実施いただきます。なお、具体的な広報活動の内容については提案事項とさせていただきます。</p> <p>また、広報活動は、委託料上限額の範囲で実施していただきます。</p>
		広報用資材の制作は受託者が行うのか（内容の決定権は）、また資材の部数は、必須か、その積算根拠は何か。	<p>広報用資材は受託者において制作していただきます。また、掲載内容は受託者の提案に基づき、県と協議の上、決定させていただきます。部数につきましては、県機関のほか、各高校、医療機関、福祉団体、市町、警察署、ドラッグストア等への配布を想定した積算としております。なお、必要に応じて、委託料上限額の範囲内において県から増刷を指示する場合があります。</p>
		利用者が経済的な保障（生活保護や児童手当等の福祉サービスの受給）のため、事業所に住民票等を異動させるのは可か。	<p>対象者の自立支援上、必要がある場合は差し支えありません。</p>
6	業務仕様書 8	「出産後 1 年が経過する間で支援が必要と認められる間」とあるが、誰が判断するのか。	<p>支援期間については、関係機関と協議・調整の上、対象者の意向を踏まえた自立支援計画に基づき、受託者において判断していただきます。</p>
7	業務仕様書 9 (1)	<p>支援コーディネーターについては、資格等は必要か、また管理者と記載されているが、具体的に望ましい条件等はあるか。（国の資料では事業所の適切な運営を管理できる者であることが必要と書かれている）</p> <p>「近隣の産科医療機関に応援を求められる体制」とは具体的にどういったことを要求しているのか。（嘱託医契約等が必要か）</p>	<p>支援コーディネーターの資格等については、現時点で国の要綱等で示されていないため、本公募時点においては求めておりませんが、社会福祉分野の相談援助業務の十分な経験を有し、ソーシャルワークの視点を有する者が望ましいと考えております。</p> <p>入所妊産婦等に入院の必要が生じた場合に近隣の病院に協力が得られる体制がとられていること等を想定しています。</p> <p>また、必要に応じて看護師や助産師等の嘱託契約等により応援体制を構築することも考えられます。</p>

No	項目	質問事項	回答
		<p>なお書きで、「②保健師等が③母子支援員を兼務することは可」とあるが、この場合、保健師等は母子支援員の資格を有していなくても可と解釈しても良いか。(保健師等を1名配置すれば、コーディネーター1名と保健師等1名の計2名で可と解してよいか。)</p>	<p>保健師等が母子支援員を兼務する場合、母子支援員の資格を有することが必要です。</p>
		<p>主体的には専任職員が本事業に係るとしても、安全かつ円滑な運営のためには、本体施設職員の協力も不可欠と予想される。本体施設職員が当該事業関係用務に従事した場合の人件費(超過勤務手当や宿日直手当)を、当該事業委託料から支出しても問題はないか。</p>	<p>本事業に係る費用については、本事業の委託料から支出して差し支えありません。</p>
8	業務仕様書9(2)	<p>居室に必要な電化製品とは具体的にどの程度のものか、また、「その他の必要な生活用品」はどうか。</p>	<p>例えば、冷蔵庫や電子レンジ、テレビ、エアコン等の電化製品、調理器具、衛生用品等、社会通念上、居室で不自由なく生活するために必要なものを想定しており、今後、国から示されるガイドラインの内容に沿った施設設備を整備していただきます。</p>
		<p>確保した居室が利用で満室となった場合、次の相談者へはこれを理由に対応を断わってもよいか、本体施設の利用は考えなくてもよいか。</p>	<p>本事業用に確保した居室数(2室以上)を定員とし、定員内での利用を想定しております。</p> <p>なお、本事業による支援を終了する時期やその後の支援方針については、対象者の意向を踏まえ、関係機関と協議・調整しながら検討いただくものと考えております。</p>
		<p>Wi-Fi環境の整備は必須か、また保持するスマホの使用が危険な場合、買い替え等の費用の支出は可か、その場合、委託料に反映されるのか(上乗せは可能か)</p>	<p>Wi-Fi環境の整備は必須とします。また、個人の所有に帰するスマホの購入費用は、本事業の委託料から支出することは不可とします。事業所所有のスマホ等を貸与し、使用させるなど適切な方法を検討してください。</p>
9	業務仕様書9(3)	<p>「本業務の適正な運営に必要な規程」とは例示のほか、どのようなものがあるか。</p>	<p>本事業を適正に運営する上で定めておくことが必要と考えられる事項を想定しており、今後、国から示されるガイドラインの内容を踏まえ、受託者において策定していただきます。</p>

No	項目	質問事項	回答
10	業務仕様書 11	受託契約後に提出する業務運営方針等の事業計画書様式は作成される予定はあるのか。	計画書様式等は委託契約書においてお示しさせていただきます。
11	業務仕様書 14	研修への参加や外部講師を招へいした場合、委託料に反映されるのか（上乗せは可能か）	研修への参加等に係る費用は、委託料上限額の範囲で支出していただいて差し支えありません。
12	業務仕様書 15 (1)	事業所名は、施設に看板等を掲げる必要はあるのか。	看板等の設置については必須としておりませんが、広報活動において事業所名を使用させていただきます。
13	業務仕様書 15 (2)	利用者から利用料等の徴収はできないと記載されているが、光熱費等の実費についてもそうか、仮に利用者が生活保護や福祉サービス等を受給した場合も変わらないか。	本公募時点では、光熱費等の実費を含め、利用者から徴収しないこととしています。
14	業務仕様書 15 (6)	定めのない事項や疑義が生じたときは常に協議できると解してよいか。ただし書きの「仕様上に明示のない事項で、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務とする」との記載の目的は、その意味は何か。	事業の実施にあたって疑義が生じた場合、県と委託者の間で都度協議のうえ方針を決定させていただきます。 また、ただし書きについては、本事業を実施していく上で、必要な事項全てを仕様書で網羅的に記載することが困難であることを踏まえて記載しているものです。ご不明な点については県にご相談ください。
15	業務仕様書 15 (7)	今後、国のガイドライン等が発出されることが予定され、仕様書の大幅な変更も予想されるが、記載のとおり委託料の範囲で対応できる変更で足りると解してよいか。委託料の改定（増額）の余地はないのか。	提示している委託料上限額の範囲で対応させていただきます。 なお、本公募時点でお示ししている業務仕様書について、国の実施要綱、ガイドライン等の要件を満たさないことが判明した場合は、内容の変更に応じていただくこととしておりますのでご承知ください。
16	業務仕様書 15 (8)	「本業務に付随して必要となる一切の経費」とあるが、付随とはどの範囲か。 委託料に関しては、基本分及び宿直加算分の額が示されているが、仮に他の加算の対象となっている業務（休日相談対応加算、心理療法連携支援加算等）を行った場合でも委託料への反映（上乗せ）はないのか。	本業務の実施にあたって必要な経費であり、疑義が生じた場合は県と協議の上決定させていただきます。 各種加算は国が定める補助単価であり、県の令和6年度当初予算（案）で定める委託料の上限額の範囲内において事業を実施させていただきます。 なお、事業の実施体制については提案事項とさせていただきます。